

次期計画の体系について

1 現行計画について

(1) 根拠法等

第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画は、「子ども・子育て支援法」第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」を図るとともに、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」、健やか親子21（第2次）に基づく「母子保健計画」として位置づけています。さらに、当該計画を踏まえて、支援の必要性の高い子ども・若者、子育て家庭に対して施策を講じる「藤沢市子ども共育計画」を策定しています。

現行計画の根拠法等

計画名称	市町村計画の名称	根拠法、根拠規定等	位置づけ
第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画	市町村子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条	義務
	市町村行動計画	次世代育成支援対策推進法	任意
	母子保健計画	健やか親子21（第2次）	※1
藤沢市子ども共育計画	子どもの貧困対策についての計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項	努力義務
	子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法第9条第2項	努力義務

※1 「母子保健計画について」平成26年6月17日雇児発0617第1号

2 次期計画について

(1) こどもまんなか社会を目指す国の取組（こども基本法の制定・施行）

国では、こどもや若者に関する施策について、これまでも待機児童対策、幼児教育・保育の無償化及び児童虐待防止対策の強化など、様々な施策の充実に取り組んでいるものの、依然として少子化の進行、人口減少が続いている状況です。また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況は深刻で、コロナ禍がそうした状況に拍車をかけている危機的な状況であることも踏まえ、「常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据え、強力に進めていくことが急務である」としています。

そして、国は、本年4月1日、こども家庭庁を設置するとともに、従来、諸法律に基づいて、国の関係省庁、地方自治体において進められてきた、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として「こども基本法（令和4年法律第77号）」を施行しました。

※「こども」とは、心身の発達の過程にある者（こども基本法第2条第1項）をいいます。

(2) こども大綱と市町村こども計画

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することを目指すとともに、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向け、こども施策を総合的に推進することを目的としています。

同法には、こども施策を行うに当たっての6つの基本理念のほか、政府がこども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を策定しなければならないと規定され、市町村は、当該こども大綱等を勘案して、「市町村こども計画」を定めるよう努めるものとする（努力義務）、と規定されました。

「こども大綱」は、こども施策を総合的に推進するために、政府が、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるものです。これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、こども大綱に一元化されることとなります。（こども基本法第9条）

「市町村こども計画」は、「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案して、市町村が策定する、当該市町村におけるこども施策についての計画です。

「市町村こども計画」は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する「市町村子ども・若者計画」や子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に規定する「子どもの貧困対策についての計画」その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる、とされています。（こども基本法第10条）

(3) 次期計画について

(1) 及び (2) を踏まえ、次期計画の位置づけについては、次のように整理したいと考えています。

今後、必要な基礎調査を進め、年内に発出が予定されている「こども大綱」の内容も踏まえ、令和6年度に計画策定の業務を進めます。

次期計画の根拠法等

計画名称	市町村計画の名称	根拠法、根拠規定等	位置づけ
(仮称) 藤沢市こども計画	市町村こども計画 (子どもの貧困対策についての計画、子ども・若者計画)	こども基本法第10条 (子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項)	努力義務
	市町村子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条	義務
	市町村行動計画	次世代育成支援対策推進法	任意※1
	母子保健計画	健やか親子21(第2次) ※2	

※1 次世代育成支援対策推進法は、令和7年3月31日までの時限立法となっており、延長については未定。

※2 健やか親子21(第2次) は、令和6年3月31日を計画期間としており延長については未定。

以上